

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年9月

岡山市人事委員会



岡 人 委 第 174 号
平 成 30 年 9 月 27 日

岡山市議会議長 宮武 博 様
岡 山 市 長 大森 雅夫 様

岡山市人事委員会

委員長 藤 岡 温

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報告	1
1 勧告の意義	1
2 職員給与の状況	1
3 民間給与等の状況	2
(1) 職種別民間給与実態調査	2
(2) 調査の実施結果	3
4 職員給与と民間給与との比較	5
(1) 比較方法	5
(2) 月例給	5
(3) 特別給	5
5 物価及び生計費	6
(1) 物価指数	6
(2) 標準生計費	6
6 人事院の給与等に関する報告及び勧告等の概要	7
7 むすび	12
(1) 本年の給与改定	12
(2) その他給与に関する諸課題	14
(3) 人事管理に関する諸課題	14
8 おわりに	21

別紙第2 勧告	23
---------	----

参考資料	(参考資料頁)
1 職員給与関係	1
2 民間給与関係	37
3 生計費関係	55
4 労働経済関係	57

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年 9 月、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その後も引き続き、本市職員の給与の実態、市内民間事業所従業員の給与等の勤務条件及びその他諸情勢について絶えず調査研究を行い、公正かつ中立な立場から、職員の給与等の勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

1 勧告の意義

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

これは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが求められる中で、民間企業とは異なり、その給与等は市場原理による決定が困難であること、公務が円滑に遂行されるためには社会一般の情勢に適応した適正な給与等の確保が必要であることなどから、労使交渉等を経てその時々を経済・雇用情勢を反映して決定される民間事業所の従業員の給与等に準拠することによって、職員の給与等を定めることが、最も合理的であり、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えられるからである。

2 職員給与の状況

本委員会は、本年 4 月 1 日を調査期日として、本市職員の給与の実態を把握するため「平成 30 年職員給与実態調査」を実施した。

調査の対象となった職員の総数は、7,363 人であった。このうち行政職給料表適用者(3,960 人)から、消防職員や保育士等の福祉職に相当する職員と平成 30 年 4 月の採用者のうち新規学卒者等を除いた公民給与比較対象職員は、2,764 人であり、これらの給与等の状況は次表に示すとおりである。

第1表 職員の給与等の状況

項目		職員給与実態調査 対象職員	うち 公民給与比較対象職員
人数		7,363 人	2,764 人
平均年齢		42.3 歳	45.0 歳
平均経歴年数		20.0 年	22.7 年
学歴構成	大学卒	80.4%	73.4%
	短大卒	8.4%	5.9%
	高校卒	10.4%	18.5%
	中学卒	0.8%	2.2%
平均給与月額	給料	346,711 円	350,347 円
	扶養手当	8,804 円	10,833 円
	地域手当	11,096 円	11,486 円
	住居手当	6,013 円	5,631 円
	管理職手当	9,127 円	14,896 円
	単身赴任手当	37 円	87 円
	初任給調整手当	123 円	0 円
	合計	381,911 円	393,280 円

(参考資料 1 職員給与関係 第1表(P4,5) 参照)

3 民間給与等の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の 355 の民間事業所から、人事院において無作為抽出された 128 事業所を対象に、人事院、岡山県人事委員会等と共同で「平成 30 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる事務・技術関係の職務に従事する者等について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等についての詳細な実地調査を行った。

また、民間企業における給与改定の状況や定期昇給の実施状況、諸手当の支給状況等についても事業所単位で調査を行った。

調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、94.5%（調査実人員 4,732 人）と極めて高い水準となっており、調査結果は

広く市内民間事業所の給与等の状況を反映したものとなっている。

(参考資料 2 民間給与関係 (P38) 参照)

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

① 初任給の状況

事務・技術関係職種における新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 28.9% (昨年 39.3%)、高校卒で 23.3% (同 22.6%) であり、昨年に比べ大学卒で 10.4 ポイント減少、高校卒で 0.7 ポイント増加している。一方、初任給が据置きになっている事業所は、大学卒で 71.1% (同 60.7%)、高校卒で 76.7% (同 77.4%) となっており、昨年に比べ大学卒で 10.4 ポイント増加、高校卒で 0.7 ポイント減少している。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 192,472 円 (同 191,795 円)、高校卒で 160,909 円 (同 164,653 円) となっている。

第2表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	38.6	(28.9)	(71.1)	(0.0)	61.4
高校卒	23.9	(23.3)	(76.7)	(0.0)	76.1

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第3表 民間における学歴別初任給

職種	学歴		
	大学卒	短大卒	高校卒
新卒事務員・技術者	192,472 円	174,095 円	160,909 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒 191,271 円、短大卒 167,478 円、高校卒 155,942 円である。

② 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 30.0%（昨年 25.9%）となっており、昨年に比べて 4.1 ポイント増加している。ベースアップを中止した事業所の割合は 8.7%（同 12.8%）であり、ベースダウンを行った事業所はなかった。

第4表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベース アップ 実施	ベース アップ 中止	ベース ダウン	ベース アップの 慣行なし
係員	30.0	8.7	0.0	61.3
課長級	25.0	9.8	0.0	65.2

（注） ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 89.7%（昨年 90.6%）となっている。そのうち、昇給額について、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 25.2%（同 26.6%）、減額となっている事業所の割合は 4.8%（同 0.8%）、定期昇給を中止した事業所の割合は 2.0%（同 2.4%）となっている。なお、昇給額が昨年に比べて変化がなかった事業所の割合は 59.7%（同 63.3%）であった。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項目 役職 段階	定期昇給制度あり						定期 昇給 制度 なし
		定期昇給実施				定期 昇給 中止	
		増額	減額	変化 なし			
係員	91.7	89.7	25.2	4.8	59.7	2.0	8.3
課長級	85.4	83.4	21.5	4.8	57.1	2.0	14.6

（注） 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 比較方法

月例給の公民の比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては事務職員及び技術職員、民間においては公務の事務職員及び技術職員に類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、精密な比較を行うものである。

月例給の水準比較に当たっては、個々の本市職員に地域の民間給与額を支給したと仮定すれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを算出するラスパイレス方式をとっている。

(参考資料 2 民間給与関係 第 20 表(P53) 参照)

(2) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員と民間における本年 4 月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を1人当たり平均 345 円 (0.09%) 下回っていた。

第6表 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) [$[(A)-(B)]/(B) \times 100$]
393,625 円	393,280 円	345 円 (0.09%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(3) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給割合は、次表に示すとおり所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数 (4.40 月) が、民間事業所の特別給を 0.05 月分下回っていた。

第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	342,099 円
	上半期(A2)	342,189 円
特別給の支給額	下半期(B1)	747,108 円
	上半期(B2)	776,696 円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.18 月分
	上半期(B2/A2)	2.27 月分
	年 間	4.45 月分

(注) 「下半期」とは平成 29 年 8 月から平成 30 年 1 月まで、「上半期」とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省統計局による本年 4 月の消費者物価指数は、昨年 4 月と比べて全国、岡山市ともに 0.6%の増加となっている。

(参考資料 4 労働経済関係 第 23 表(P58,59) 参照)

(2) 標準生計費

本委員会が総務省統計局による家計調査を基礎に算定した本年 4 月における本市の 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ 144,110 円、174,990 円及び 205,860 円となっている。

(参考資料 3 生計費関係 第 22 表(P56) 参照)

6 人事院の給与等に関する報告及び勧告等の概要

人事院は、本年 8 月 10 日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を行い、あわせて人事管理に関する報告を行った。また、同日、定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。その概要は次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05 月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模 50 人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約 12,500 民間事業所の約 53 万人の個人別給与を実地調査 (完了率 88.2%)

<月例給> 公務と民間の 4 月分の給与額を比較

○ 民間給与との較差 655 円 0.16%

[行政職(一)…現行給与 410,940 円 平均年齢 43.5 歳]

[俸給 583 円 はね返し分(注) 72 円]

(注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績 (支給割合) と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46 月 (公務の支給月数 4.40 月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験 (大卒程度)、一般職試験 (大卒程度) 及び一般職試験 (高卒者) に係る初任給を 1,500 円引上げ。若年層についても 1,000 円程度の改定。その他は 400 円の引上げを基本に改定 (平均改定率 0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40 月分→4.45 月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月期	12 月期
30 年度 期末手当	1.225 月 (支給済み)	1.375 月 (改定なし)
勤勉手当	0.90 月 (支給済み)	0.95 月 (現行 0.90 月)
31 年度 期末手当	1.30 月	1.30 月
以降 勤勉手当	0.925 月	0.925 月

[実施時期]

- ・月例給：平成 30 年 4 月 1 日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策的に確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則 1 月 45 時間・ 1 年 360 時間 (他律的業務の比重の高い部署においては 1 月 100 時間・ 1 年 720 時間等) と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができることとし、事後的な検証を義務付け
- ・ 1 月 100 時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が 10 日以上職員が年 5 日以上年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年 3 月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に 65 歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60 歳超の職員の年間給与を 60 歳前の 7 割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60 歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成 23 年、人事院は、定年を段階的に 65 歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成 25 年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(閣議決定)において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成 30 年 2 月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(閣議決定)においても、「公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成 26 年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約 7 割、勤務形態は短時間勤務の者が約 8 割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60 歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に 65 歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に 65 歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される 65 歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60 歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入
- ・ 管理監督職員は、60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60 歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60 歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の 60 歳前半層の年間給与水準は 60 歳前の約 70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60 歳時点で給与減額を行っている事業所の 60 歳を超える従業員の年間給与水準は 60 歳前の 7 割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60 歳を超える職員の年間給与について、60 歳前の 7 割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の 5 割から 6 割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60 歳を超える職員の俸給月額を 60 歳前の 70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は 60 歳前の 7 割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は 60 歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の 70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60 歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60 歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直し

を検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

7 むすび

(1) 本年の給与改定

職員の給与の決定に係る基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。本委員会が行った本年の職種別民間給与実態調査によると、ベースアップを実施した事業所の割合は昨年比べて増加しており、定期昇給については、実施事業所のうち昨年比べて減額した事業所の割合が増加している。新規学卒者の初任給は、いずれの学歴区分においても本市職員の初任給を上回っている。

国においては、人事院が月例給及び特別給について、5年連続で引き上げることとし、初任給については1,500円引き上げるよう勧告を行ったところである。

本市においては、既に述べたとおり、月例給については、本年4月時点で職員給与と民間給与を比較した結果、本市職員の給与が民間給与を345円(0.09%)下回っていた。

また、特別給については、本市職員の支給月数(4.40月分)が昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給割合(4.45月分)を0.05月分下回っていた。

公民給与に解消すべき一定の較差が生じた場合、月例給については、給料表を改定することを基本にしつつ、較差の大きさや改定の効果を勘案した上で、職員の実態に応じ、諸手当の改定を含め較差の解消を行うこととしている。

これらの状況を総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要がある。

① 月例給

月例給については、職員の給与が民間給与を345円(0.09%)下回っていたことから、較差の大きさ等を考慮して、給料表の引上げ改定を行うことが必要である。

行政職給料表の改定については、民間の初任給の状況等を勘案し、1級の初任給基準となる号給を900円程度引き上げ、若年層に重点を置くとともに、より一層職務給に応じた給料表となるよう改定を行うことが適当である。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を考慮した改定を行うことが必要である。

なお、医療職給料表(1)及び医療職給料表(1)適用者等に対する初任給調

整手当については、医師の処遇の確保及び人事管理上の必要性から国との均衡を保ってきたところであり、国との均衡を考慮した改定を行うことが適当である。

② 特別給

特別給については、民間の支給割合と本市職員の支給月数との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当へ配分することとする。

本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成31年度以降については、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

このほか、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する。

この結果、本年12月期及び平成31年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数は次表のとおりとなる。

第8表 期末手当・勤勉手当の支給月数

(単位：月分)

区 分		平成 30 年	平成 31 年度以降		
		12 月期	6 月期	12 月期	年間計
一般の職員	期末手当	1.375 (1.175)	1.3 (1.1)	1.3 (1.1)	2.6 (2.2)
	勤勉手当	0.95 (1.15)	0.925 (1.125)	0.925 (1.125)	1.85 (2.25)
	計	2.325 (2.325)	2.225 (2.225)	2.225 (2.225)	4.45 (4.45)
再任用職員	期末手当	0.8 (0.7)	0.725 (0.625)	0.725 (0.625)	1.45 (1.25)
	勤勉手当	0.475 (0.575)	0.45 (0.55)	0.45 (0.55)	0.9 (1.1)
	計	1.275 (1.275)	1.175 (1.175)	1.175 (1.175)	2.35 (2.35)

※ () 内は特定管理職員

③ 改定の実施時期

①の月例給については、本年4月時点での比較に基づき職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、本年4月に遡及して実施することとする。

②の特別給については、勤勉手当についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、期末手当については平成 31 年 4 月 1 日から実施することとする。

(2) その他給与に関する諸課題

① 高齢層職員の給与制度のあり方

国においては、50 歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の見直しが行なわれている。本市においても、平成 30 年度より、昇格制度の見直しとして高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を抑制する措置を実施したところである。昇給制度については、他都市の動向も注視しつつ、本市の実態や総合的見直しの実施状況等を踏まえ、その見直しについて引き続き検討していく必要がある。

② その他諸手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、本市では平成 27 年に距離区分の見直しを行ったが、今後も他都市や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏まえた検討が必要である。

(3) 人事管理に関する諸課題

① 人材の確保・育成

社会経済状況の急激な変化、自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、多様化・複雑化する行政課題に的確にこたえていくためには、市民の立場で考え、責任と使命感を持ち、主体的・積極的に行動する人材の確保・育成が極めて重要である。

人材の確保に関しては、少子化に伴う受験年齢人口の減少や民間企業の高い採用意欲、国、他の自治体等を含めた採用活動の競合など、本市においても人材確保は厳しい状況にある。その中で、職員採用試験の受験者確保のための取組として、市の広報紙・ホームページや就職情報サイトへの採用情報の掲載、職員募集ガイドを作成するとともに、採用試験の概要説明や先輩職員との相談の機会として採用説明会を開催し、本市の業務や職場の雰囲気等について直接伝えるなど、広報活動の充実に努めているところである。また、受験者の増加を図るため、試験内容や申込方法の見直し等を適宜行っているところであるが、一部の技術系職種等では受験者が特に少ない状況もある。

試験合格後の辞退者の防止も課題となっていたことから、昨年度は大学卒業程度の合格者説明会を開催し、合格者同士の交流コーナーを設けるなど、採用に向けての不安解消につなげる試みを行っている。

今後一層、岡山市で働くことの魅力や、やりがいをアピールするとともに、受験者に対して積極的にアプローチするなど、引き続き、多様で有為な人材確保のための取組を進めていく必要がある。

人材育成に関しては、組織にとって人こそが最も重要な経営資源であることを認識し、組織全体で人材を育成する必要がある。そのためには、個々の職員が能力と適性を最大限に発揮できる環境の中で、職員自らが課題解決に向けて主体的・積極的に取り組むことで、組織力の向上も実現させるという考えのもと、人事管理、組織マネジメント、職員研修を有機的かつ効果的に連携させていくことが必要である。職場における OJT (On the Job Training: 職場内研修) の重要性を踏まえて、管理職員のみならず、係長級、副主査級など監督職、中堅職員に対しても職場マネジメント能力の向上及び部下職員の指導育成を支援する研修の継続的な実施が求められる。また、若手職員については多様な職務経験による能力開発と視野の拡大のため、早めの人事ローテーションを実施しつつ、一方で、専門性習得のために必要な場合は長めのローテーションとするなど、今後も組織の状況を勘案した柔軟な人事配置による人材育成が必要である。

人事評価制度については、地方公務員法において人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされ、能力・実績に基づく人事管理の徹底が求められており、引き続き、職員の能力・業績を適切に把握することにより、士気を高め、組織活力を維持・向上させるため、公正・公平性、信頼性、透明性などを高めながら、地方公務員法の趣旨を踏まえた運用をしていく必要がある。

公務員倫理の確保については、依然として本市職員による不祥事は後を絶たず、市民からの信用が損なわれていることは誠に遺憾である。職員にあっては、これを自分自身の問題と捉え、公務内外を問わず、自らの行動が公務の信用に大きな影響を与えることを常に意識し、公務に全力を尽くすことが求められる。任命権者においては、更なる職員の意識改革、組織の信頼回復、不祥事撲滅のため、引き続き、不祥事防止に向けた各局区室での研修の実施や階層別の研修等により、服務規律の確保や公務員倫理の醸成に継続的に取り組むとともに、管理職員においては、日頃から職員とのコミュニケーションを図り、風通しの良い職場環境づくりに努めるなど、

不祥事の未然防止に向けた取組を継続していくことが必要である。

② 女性職員の登用

一人ひとりの職員が性別を問わず、多様な視点を政策決定・意思形成過程に反映することにより、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応し、効率的・効果的に市政を運営することが求められる。

本市では、「岡山市特定事業主行動計画（平成 28 年 4 月 1 日改定）」において、平成 33 年 4 月 1 日時点で課長相当職以上に占める女性職員の割合を 14%とする目標を掲げ、平成 30 年 4 月 1 日におけるその割合は 11.6%と、昨年度から 1.0 ポイントの増加となっている。将来的には 30%を目指すとしており、性別による固定的な職務分担の観念を払拭した任用を進めているところである。

女性は結婚、出産、育児等のライフイベントがキャリア形成に与える影響が大きい。このため、入庁後の早い段階から複数の職場を経験できるよう早めの人事ローテーションの実施、多様な職域・職務への登用を行うなど、キャリア形成支援を行っている。また、女性職員を対象に政策立案研修や女性リーダー研修の実施などの様々な取組を行い、女性職員の活躍推進のための環境整備を進めている。

女性職員がその能力と適性を十分に発揮して活躍するためには、キャリアアップへの不安緩和と意欲向上、将来の管理職を担う女性職員の育成、所属長等の意識・姿勢の改革、ワーク・ライフ・バランスの推進などの継続的な取組が重要である。男女が共に職務に対するやりがいと誇りを保ちながら公務を担っていくという観点から、性別、職種にとらわれない能力・実績主義に基づく任用を基本としつつ、女性職員の育成と登用を長期的な視点に立って、総合的に推進していく必要がある。

③ 仕事と家庭の両立支援

職員の心身の健康保持、組織力や公務能率の維持・向上のためにも職員が出産や子育て、家族の介護等、家庭生活における時間を確保し、安心して働き続けられる環境を整備していくことは、重要な課題である。

本市の特定事業主行動計画では、すべての職員が職場及び家庭において子育ての意義についての理解を深め、仕事と子育ての両立を図ること等を目的とし、男性職員の子育て休暇取得率 100%などの数値目標を掲げて取り組んでおり、子育て休暇取得率は平成 27 年度から 3 年連続で数値目標

を達成しており、男性の出産補助休暇取得率も年々増加傾向となっている。その中で職員のワーク・ライフ・バランスの実現や女性が活躍できる職場づくりを推進するため、市長をはじめ、各任命権者、小中学校長など課長級以上の職員がイクボス宣言を行うとともに、子育て支援ガイドの配布や育児休業中の職員サポートメニューの実施など、積極的にその実現に向けた取組を行っている。併せて、育児休業の取得が、職員のキャリア形成や所属職場の円滑な業務執行に影響しないよう、人事上の配慮などを行っている。また、本年6月1日から9月30日の間、多様で柔軟な勤務形態の選択を可能とする勤務時間の割振りの試行を実施したところである。

任命権者においては、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けて、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境づくりと制度の周知に努めるとともに、効率的・効果的な業務執行のための働き方改革を積極的に推進していくことが必要である。

④ 時間外勤務の縮減

働き方改革を推進し、時間外勤務を縮減することは、職員の公務能率や労働意欲の向上、心身の健康保持等に大きな影響を及ぼすものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材の確保などの観点からも、極めて重要な課題である。

本市において、職員1人当たりの1月当たり超過勤務時間数は、平成29年度の実績では13.9時間となっているが、1月当たり100時間超等の過重労働面談該当者については依然として存在している状況である。また、教員の勤務時間についても長時間勤務が常態化している状況にある。

本市の時間外勤務の縮減の取組として、時間外勤務の事前命令及び事後確認やノー残業デーの徹底等のほか、一斉定時退庁日の徹底及び朝型時間外勤務の推奨を内容とする「定時退庁推進月間」（7月及び8月の2月間）を実施している。また、学校現場においては、学校業務アシスト事業、部活動指導員配置事業の導入や定時退校日の設定などによる取組を引き続き行っており、さらに教職員の働き方改革に現場の意見を反映させるためワーキンググループの会議を開催し、具体的な方策を検討しているところである。

本年6月に国会で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、その中で三六協定で定める時間外労働については労働基準法が制定されて初めて上限規制が罰則付きで定められた。人事院勧告

においても、国家公務員の超過勤務縮減のため、人事院規則に超過勤務命令を行うことができる上限を規定することが報告されたところであり、今後の動向を注視していく必要がある。また、7月に変更が閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」では、地方公共団体においても長時間労働の削減に向けた取組を徹底することとされ、2月には文部科学省より教育長宛てに「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」が通知され、学校における働き方改革も進められているところである。

本市においても時間外勤務縮減に向けて、各職場では、管理職員がマネジメント能力を十分に発揮し、職員の勤務実態を適切に把握し業務の効率化や業務配分の見直し等に取り組むとともに、職員一人ひとりが働き方についての意識を持ち、計画的・効率的な業務遂行に努めることが非常に重要である。また、任命権者においては、引き続き、過重労働職員に対する適切な対策を講じつつ、各職場における管理職員のマネジメントの重要性の周知及び指導、事務事業の見直しや人員の適正な配置を行うとともに、それぞれの取組をより一層推進していくことが必要である。

⑤ 職員の健康の保持と職場環境の整備

質の高い市民サービスの提供や公務能率の向上、活力ある組織を維持していくためには、職員が心身ともに健康を保持し職務に従事することが不可欠であり、職員が職務に専念できる職場環境を整えることは、事業主の重要な責務である。

メンタルヘルス対策について、本市においてはストレスチェックを実施し、職員のセルフケアを促すとともに、分析結果等をもとに職員の健康状態や職場環境の把握に努め、必要に応じて適切な改善措置を講ずることにより、メンタルヘルス不調者の発生防止等に取り組んできたところである。しかしながら、本市における長期病休者数のうち、その原因がメンタルヘルスの不調によるものは4割以上と、依然として高い水準が続いている。引き続き、メンタルヘルス研修等によりセルフケア・ラインケアに関する意識をより高めること、相談窓口を周知すること、所属長・職場・産業保健スタッフ・人事担当課が連携・協力しながら総合的な対策をより一層推進していくことが重要である。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等は、個人の尊厳

を侵害するものであり、メンタルヘルスの不調の一因になり得るとともに、職場環境、組織運営に悪影響を及ぼすだけでなく、公務能率の低下、ひいては、市民サービスの低下といった影響にまで及ぶことが懸念される。本年6月には、全職員を対象とする「ハラスメント防止ハンドブック」を作成するとともに、「ハラスメントに対する手引書（管理職員用）」を改訂し、「ハラスメント相談対応マニュアル（管理職員用）」が作成されたところであり、管理職員を中心にハラスメントを許さない職場づくりを継続的に進めていくとともに、職員一人ひとりが正しい理解を持ち、その意識を高める取組を続けていく必要がある。

職員間の良好なコミュニケーションは、心身の不調やハラスメントの防止、早期発見・早期対応につながるため、職員間で相互に関心を払い、明るく風通しの良い職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

⑥ 高齢期の雇用問題

公的年金支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに伴い、本年度の定年退職者は、63歳に達するまで無年金期間が生じることとなる。

雇用と年金の接続については、平成27年12月の閣議発言において、「国家公務員の雇用と年金の接続については、引き続き、再任用することにより対応することが適当」との考えが示され、地方公務員においては、「雇用と年金の接続については、再任用制度が一定程度定着してきていることから、国家公務員に係る方針を踏まえ、引き続き、再任用により対応するよう、地方公共団体に要請する」とされた。さらに、近年において定年を引き上げる方向性が示され、平成30年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」とされた。政府からの検討要請を受け、人事院は8月に「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行ったところである。

本市においては、すでに定年退職者の多くが再任用職員として職務に励んでいるが、今後も、士気を保ち、その知識や経験、技術を十分に活かしながら、行政ニーズに的確に対応することができるよう、再任用制度を適切に運用していく必要がある。

また、再任用職員の増加や定年の引上げが見込まれる中で、若手職員の安定的・計画的な確保により人事の新陳代謝を図る人事管理や、高齢層職員の能力及び経験を活用するための検討を行うとともに、今後の定年の引

上げに向けた国の動向を注視していく必要がある。

⑦ 多様な雇用形態の職員

昨今の社会情勢の変化に伴い、複雑・多様化した行政ニーズに的確に対応するため、任期の定めのない常勤職員とともに、非常勤職員などの多様な雇用形態の職員が、市政運営の担い手として協働し、重要な役割を果たしている。

平成 29 年 5 月には、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の任用の適正を確保するとともに、会計年度任用職員制度が創設された。改正法の趣旨を踏まえ、平成 32 年（2020 年）4 月 1 日の施行に向けて、制度の適正かつ円滑な実施のための具体的な検討を遅滞なく進めていく必要がある。

これらの職員について、高い意欲とやりがいを持ちながら安心して職務に励むことができ、協働関係が円滑、強固なものとなるよう、それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保と良好な職場環境の整備に引き続き努めることが必要である。

8 おわりに

本年の職員の給与等に関する報告は以上のとおりである。

既に述べたとおり、人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的とするものである。質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、職員が高い士気を保ちつつ、安心して職務に励むことができるよう、市民の理解を得て、適正な勤務条件を確保していくことが重要である。このためには、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とすることが、長期的な視点において、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えます。

本市においては、働き方改革を推進して時間外勤務の縮減等に取り組み、職員の心身の健康保持とワーク・ライフ・バランスの実現を図ることにより、職員が意欲と能力を最大限に発揮し、多様化・複雑化する市民ニーズに適切に応えていかなければならない。

また、全ての職員が公務に対する熱意と誇りを持ちながら真摯に職務に励み、全体の奉仕者として高い倫理観と強い使命感を持って、市民の信頼と期待に応えていくことを強く希望する。

本委員会としては、今後とも、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持していくものである。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表及び諸手当の改定

(1) 給料表

別紙第 1 報告のむすびで述べた事項を踏まえ、本市職員の給与と民間給与の較差を解消するため、給料表を改定すること。

(2) 初任給調整手当

別紙第 1 報告のむすびで述べた事項を踏まえ、初任給調整手当を改定すること。

(3) 勤勉手当

勤勉手当の支給月数については、別紙第 1 報告のむすびで述べたとおり改定すること。

(4) 期末手当

期末手当の支給月数については、別紙第 1 報告のむすびで述べたとおり改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1の(3)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(4)については平成 31 年 4 月 1 日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

参考資料

1 職員給与関係	1
平成 30 年 職員給与実態調査の概要	2
第 1 表 給料表別平均給与月額等	4
第 2 表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第 3 表 給料表別、級別、年齢別職員数	22
第 4 表 扶養手当の支給状況	32
第 5 表 住居手当の支給状況	33
第 6 表 通勤手当の支給状況	34
第 7 表 管理職手当の支給状況	35
第 8 表 給料表別、級別再任用職員数	36
2 民間給与関係	37
平成 30 年 職種別民間給与実態調査の概要	38
第 9 表 産業別、企業規模別調査事業所数	39
第 10 表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	40
第 11 表 民間における初任給の改定状況	49
第 12 表 職種別、学歴別初任給	49
第 13 表 民間における給与改定の状況	49
第 14 表 民間における定期昇給の実施状況	50
第 15 表 民間における定期昇給制度の状況	50
第 16 表 民間における住宅手当の支給状況	50
第 17 表 民間における家族手当の支給状況	51
第 18 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	52
第 19 表 民間における特別給の支給状況	52
第 20 表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	53
第 21 表 公民給与比較における役職段階の対応関係	54
3 生計費関係	55
平成 30 年 4 月の標準生計費算定方法	56
第 22 表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成 30 年 4 月)	56
4 労働経済関係	57
第 23 表 労働経済指標	58

1 職員給与関係

1 職員給与関係

平成 30 年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、本市職員の給与の実態を把握し、給与に関する基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査期日

平成 30 年 4 月 1 日

(3) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

①技能労務職員

②企業職員

③臨時的任用職員

④任期付職員

(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 4 条に基づく採用者)

⑤調査期日現在休職中の職員

⑥調査期日現在休業中の職員

⑦調査期日現在短時間勤務職員 (再任用職員以外の者に限る。)

⑧調査期日現在在籍専従の許可を受けている職員

⑨調査期日現在停職、減給中の職員

⑩調査期日現在派遣されている職員

(4) 分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により分類した。その分類は別表のとおりである。

(5) 調査事項

給料表適用職員数、給与額、年齢、経験年数、学歴等について調査した。

(6) 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事部人事課及び給与課並びに教育委員会事務局学校教育部教職員課及び教育総務部教育給与課の協力を得た。

別 表

給 料 表	適 用 職 員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
教育職給料表（１）	岡山市立高等学校に勤務する校長、教諭、実習教諭、助教諭、講師及び実習助手等
教育職給料表（２）	幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭
保育幼児教育職給料表	幼保連携型認定こども園に勤務する園長、副園長、保育教諭
医療職給料表（１）	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表（２）	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士及び臨床検査技師等
医療職給料表（３）	保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師
行政職給料表 〔岡山県〕	岡山市立小学校及び中学校に勤務する公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第２条第３項に規定する事務職員
教育職給料表（一） 〔岡山県〕	岡山市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭及び講師等で岡山市の教育職給料表（１）の適用を受ける者以外の職員
医療職給料表（二） 〔岡山県〕	岡山市立小学校及び中学校に勤務する公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第２条第３項に規定する学校栄養職員
小学校・中学校教育職員給料表 〔岡山県〕	岡山市立小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師等

第1表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数			平均給					
	性別構成比		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	単身赴任手当	
	男	女							
人	%	%	円	円	円	円	円	円	
行政職給料表	3,960	70.2	29.8	336,493	10,854	10,966	6,146	12,213	68
教育職給料表（1）	2	50.0	50.0	413,100	8,250	12,641	13,500	0	0
教育職給料表（2）	184	2.7	97.3	323,561	2,247	10,098	5,023	10,822	0
保育幼児教育職給料表	152	1.3	98.7	304,694	2,382	9,339	6,737	4,218	0
医療職給料表（1）	6	50.0	50.0	554,850	9,333	100,811	0	65,883	0
医療職給料表（2）	75	29.3	70.7	366,917	6,413	11,442	4,356	8,065	0
医療職給料表（3）	71	1.4	98.6	254,059	901	7,649	10,328	0	0
行政職給料表 [岡山県]	117	15.4	84.6	305,589	3,308	9,267	4,209	0	0
教育職給料表（一） [岡山県]	33	48.5	51.5	409,736	9,303	12,677	2,439	3,533	0
医療職給料表（二） [岡山県]	1	*	*	*	*	*	*	*	*
小学校・中学校教育 職員給料表 [岡山県]	2,762	45.3	54.7	367,585	7,153	11,387	5,901	5,463	0
計	7,363	55.7	44.3	346,711	8,804	11,096	6,013	9,127	37
公民給与比較 対象職員	2,764	72.9	27.1	350,347	10,833	11,486	5,631	14,896	87

- (注) 1 「給料」には、給料表の切替えに伴う経過措置額、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 2 「その他手当」は、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当である。
 3 「平均年齢」及び「平均経験年数」は、10進法により表示している。（第3表について同じ。）
 4 「公民給与比較対象職員」は、岡山市行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者を除いた事務職員及び技術職員である。
 5 百分率（%）で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。（以下第2表までについて同じ。）
 6 医療職給料表（二）[岡山県]については、職員数が1人であるため、「*」としている。また、第2表、第3表は省略している。
 7 再任用職員は含まれていない。（以下第7表まで同じ。）

与 月 額					平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別構成比			
初任給 調整手当	小計	通勤手当	その他 手当	合計			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
円	円	円	円	円	歳	年	%	%	%	%
0	376,740	7,952	0	384,692	42.8	20.7	69.4	10.3	18.8	1.5
0	447,491	5,750	5,750	458,991	55.2	30.8	50.0	0.0	50.0	0.0
0	351,751	7,983	0	359,734	38.8	16.6	83.2	16.8	0.0	0.0
0	327,370	8,352	0	335,722	37.7	16.3	44.7	55.3	0.0	0.0
150,600	881,477	5,612	0	887,089	53.7	29.2	100.0	0.0	0.0	0.0
0	397,193	7,417	0	404,610	46.6	24.1	45.3	54.7	0.0	0.0
0	272,937	8,324	0	281,261	31.4	8.2	87.3	12.7	0.0	0.0
0	322,373	5,722	0	328,095	40.5	18.3	73.5	11.1	15.4	0.0
0	437,688	5,439	7,982	451,109	47.3	24.3	100.0	0.0	0.0	0.0
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
0	397,489	5,615	5,518	408,622	42.3	19.6	98.9	1.1	0.0	0.0
123	381,911	7,034	2,107	391,052	42.3	20.0	80.4	8.4	10.4	0.8
0	393,280	7,688	0	400,968	45.0	22.7	73.4	5.9	18.5	2.2

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

号給	1	2	3	4	5	6	7	8
級	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9	4							
10								
11								1
12	2							
13								
14				2				2
15								3
16	4						2	6
17			1					
18		3						4
19								3
20	8	4	5					2
21			3				1	2
22	2	3	5					
23			7					1
24	5	5						
25		3	1	1				
26	7	15	3	7			1	1
27		1		2				
28	4	24	3				1	
29	46	3	1	10			1	1
30	5	12	21	2			4	1
31		9	7	3			2	
32	56	19	3			1	17	
33	7	11	3	2		1	4	
34	6	17	27			5	4	
35	1	5	5		1	5	1	
36	37	23	4	1		5	3	
37	9	10	38	8	3	5	6	
38	55	14	13		1	8	6	
39	2	7	2			6	3	
40	34	6	38	1		10	6	
41	5	1	4	12	1	14	2	
42	59	13	2		2	10	2	
43	1	22	6	1	6	11	1	
44	16	13	8	4	1	17	2	
45	4	3	55	20	2	12		
46	69	32	11	1	2	14	3	
47	2	8	8		10	10	2	
48	31	6	11	6	2	12	2	
49	7	11	46	26	12	13	5	
50	69	26	13	1	3	11		
51	5	5	10	2	15	10		
52	9	6	17	2	6	6		
53	2	30	59	21	19	1		
54	48	10	9	5	3	10		
55	6	5	9	2	17	9		
56	41	11	9	1	7	2		
57	7	6	63	9	7	4		
58	41	8	17	3	11	5		
59	1	8	21	2	11	4		
60	39	5	7	14	9	3		
61	7	14	39	21	13	5		
62	32	5	14	2	10	1		
63		2	9	2	9	3		
64	33	1	7	11	6	1		
65	8	19	12	24	14	4		
66	4	1	10	3	17			
67	2	2	12	8	10			
68	7	3	17	5	18			

号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
69	1	4	21	26	13			
70	1	5	6	10	20			
71	1	4	13	7	6			
72	4	2	25	7	20			
73	2	16	17	27	12			
74	9	1	7	6	14			
75	3	1	14	6	5			
76	13	2	9	3	10			
77		7	18	13	10			
78	4	2	13	7	5			
79	1		6	9	9			
80	3	5	7	3	1			
81			14	13	13			
82		1	12	2	3			
83		1	7	4	5			
84		7	6	5	1			
85		4	10	14	6			
86	7	1	8	5	4			
87	2	3	3	6	2			
88		3	11	5	1			
89		1	16	8	6			
90	4	6	5	4	3			
91	1	1	4	2	3			
92		2	12	5	1			
93		2	12	6	3			
94	2	5	4	6				
95		3	9	3				
96	2	7	6	4				
97		2	8	4				
98	1	5	6	1				
99		2	5	8				
100		4	10					
101		3	4	4				
102		9	6					
103	1	3	5	3				
104			4	2				
105		2	1	1				
106		2		1				
107		1	1	2				
108		3	3					
109		1	5	3				
110		5		1				
111		3	2					
112		5	3					
113		3						
114		2	1					
115		3	4					
116		2						
117		1						
118		4						
119		4						
120		4						
121		2						
122		9						
123		10						
124		4						
125		27						
126		5						
127		7						
128		1						
129		24						
計	911	728	1,058	493	424	238	81	27
構成比	23.0%	18.4%	26.7%	12.4%	10.7%	6.0%	2.0%	0.7%

適用職員数	3,960人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下本表について同じ。)

その2 教育職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124		1		
125				
126				
127		1		
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
計	0	2	0	0
構成比	—	100.0%	—	—

適用職員数	2人
-------	----

その3 教育職給料表(2)

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13			10		
14			1		
15					
16			4		
17					
18			1		
19					
20			2		
21			1		
22			4		
23					
24			3		
25					
26			7		
27					
28			2		
29			1		
30			7		
31					
32			2		
33					
34			4		
35					
36			1		
37			1		
38			4		
39					
40			3		
41					
42			2		
43					
44			3		
45					
46					
47					
48			3		
49					
50					
51					
52			1		
53			1		
54			2		
55					
56			5		
57			2	1	
58					
59				1	
60				1	
61					
62					
63			1		
64					
65			1		
66					
67			1		
68			1		
69			2	1	
70			1	1	
71			1		
72			1	1	
73			4		
74					
75					
76					
77					
78				1	
79				1	
80				1	

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
81					
82			3		
83				4	
84			1	3	
85			2	4	
86			4		
87				2	
88			1		
89				5	
90			4	1	
91				2	
92			2	4	
93			1		
94			4	4	
95			1		
96					
97			2		
98			1		
99					
100			2		
101			4		
102			1		
103			1		
104					
105			2		
106			2		
107					
108					
109			3		
110					
111					
112					
113			2		
114					
115					
116					
117			2		
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125			1		
126			1		
127			1		
128			1		
129			1		
130					
131			1		
132					
133					
134					
135					
136			1		
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145			2		
146					
147			1		
148					
149					
150			1		
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計		0	146	38	0
構成比		—	79.3%	20.7%	—

適用職員数	184人
-------	------

その4 保育幼児教育職給料表

給 号	級	1	2	3	4	5	6
		人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28			1				
29							
30							
31			2				
32		5	1				
33			1				
34		3	5	1			
35			1				
36			5				
37							
38		4					
39				1			
40			1				1
41							1
42		4	1				
43			1				1
44				1			
45				1	1		
46		9	2				
47			1	1			
48		1	1				
49				1			
50		12	1				
51							1
52			1				
53			2	1			
54		3	1	1			
55							
56		5			1		
57				3	1		
58		1			1		
59			1	1			
60		4		1			
61					2	3	
62		2		1			
63		1	1				
64		7		1			
65		2		1	1		
66					1		
67						1	
68				2			

給号	1	2	3	4	5	6
級	人	人	人	人	人	人
69			1		1	
70						
71			2	1		
72			1			
73		1		2		
74						
75			1	2		
76			1			
77			1	1		
78			2	1		
79						
80			1			
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88					1	
89					1	
90						
91						
92						
93						
94						
95				1		
96				1		
97						
98						
99						
100			1			
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129		1				
計	63	32	29	17	7	4
構成比	41.4%	21.1%	19.1%	11.2%	4.6%	2.6%

適用職員数	152人
-------	------

その5 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					1
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42			1		
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53				1	
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					

級 号給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
65				2	
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81			1		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	0	0	2	3	1
構成比	—	—	33.3%	50.0%	16.7%

適用職員数	6人
-------	----

その6 医療職給料表（2）

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
		人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14				1					
15									
16			1						
17									
18									
19									
20									
21									
22			1						
23									
24									
25									
26									
27									
28				2					
29									
30									
31									
32									
33									
34					1	1			
35						1			
36					1				
37									1
38					1				
39									
40						1			
41									
42						1	1	1	
43									
44									
45						3			
46					2				
47						1			
48					1	2	2		
49						1		1	
50									
51						6			
52						4			
53								1	
54						1	1		
55						2	1		
56						3	2		
57									
58									
59						1	2		
60						1			
61							2		
62									
63									
64						1			

給号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
65		人	人	人	人	2人	6人	人	人
66						1			
67									
68									
69									
70									
71						1			
72									
73						1			
74									
75									
76						1			
77						1			
78						1			
79						1			
80									
81						1			
82									
83									
84									
85						2			
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96					1				
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
計		0	2	3	7	42	17	3	1
構成比		—	2.7%	4.0%	9.3%	56.0%	22.7%	4.0%	1.3%

適用職員数	75人
-------	-----

その7 医療職給料表（3）

給 号	1	2	3	4	5	6	7
級	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5			4				
6							
7			1				
8							
9		4					
10							
11			2				
12			4	1			
13							
14				2			
15							
16		6	6				
17		1	1				
18			1				
19		1					
20		1	1				
21		3	2				
22		1					
23				1			
24			2				
25		1		1			
26		3					
27				1			
28							
29		1		1			
30				1			
31				2			
32							
33							
34				1			
35							
36				2			
37							
38				1			
39				1			
40							
41		2					
42				3			
43							
44							
45							
46				3			
47							
48							
49							
50							
51							
52				1			
53							
54							
55							
56							
57							
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
65								
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75								
76								
77								
78								
79								
80								
81								
82								
83								
84								
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93						1		
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								

給 号	級						
	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	24	24	22	1	0	0
構成比	—	33.8%	33.8%	31.0%	1.4%	—	—

適用職員数	71人
-------	-----

その8 行政職給料表 [岡山県]

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7		1								
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18			1							
19				2						
20										
21										
22		1	2							
23		4	1	1						
24										
25										
26		2								
27			1							
28										
29										
30		1	3							
31		1	1	1						
32										
33										
34		3								
35		2	1							
36										
37		2								
38		3		1						
39		2								
40		1		1						
41										
42		2								
43		1		1						
44		1								
45		1								
46		1								
47										
48										
49					1					
50		1			2					
51		1			1					
52										
53										
54					1	1				
55					3					
56					1					
57										
58		1		2	1					
59					1	3				
60										
61		1			2					
62										
63				1		1				
64					1	2				
65						2				
66										
67		1								
68					1					

給号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
級	人	人	人	人	人	人	人	人	人
69			1		1				
70			2						
71									
72			2		2				
73					1				
74			4		1				
75					1				
76			1		2				
77			1						
78									
79			1						
80					1				
81									
82					2				
83					1				
84									
85					1				
86					2				
87									
88					4				
89					3				
90					2				
91									
92									
93	2								
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113			1						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	36	10	23	15	33	0	0	0	0
構成比	30.8%	8.5%	19.7%	12.8%	28.2%	-	-	-	-

適用職員数	117人
-------	------

その9 教育職給料表（一） [岡山県]

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28		1			
29					
30					1
31					
32					
33					
34		1			
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42		1			
43					
44					
45					
46		1			
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62		1			
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76				1	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
77					
78					
79		1			
80		1			
81					
82		1			
83		1			
84		1			
85					
86					
87					
88		1			
89					
90					
91					
92					
93					
94		1			
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102		1			
103					
104					
105		1			
106					
107		1			
108			1		
109					
110					
111					
112		1			
113					
114		1			
115					
116					
117					
118					
119		1			
120					
121					
122		1			
123		1			
124					
125		1			
126					
127					
128					
129		2			
130					
131		1			
132		2			
133					
134		2			
135		1			
136					
137		1			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	0	30	1	1	1
構成比	—	90.9%	3.0%	3.0%	3.0%

適用職員数	33人
-------	-----

その10 小学校・中学校教育職員給料表 [岡山県]

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		54			
18					
19		8			
20		42			
21		15			2
22		9			9
23		4			25
24		70			18
25		3			15
26		6			11
27		7			7
28		70			3
29		2			4
30		19			2
31		8			1
32		12			
33		5			3
34		3			3
35		12			4
36		61			3
37		7			17
38		13			
39		12			
40		47			
41		4			
42		13			
43		11			
44		36			
45		8			
46		17			
47		16			
48		44			
49		10			
50		27			
51		9			
52		30			
53		7			
54		18			
55		17			
56		15			
57		3			
58		15			
59		16			
60		30			
61		11			
62		16	1		
63		13			
64		20			
65		4			
66		18			
67		16			
68		14			
69		10			
70		8			
71		1			
72			1	1	
73			1	2	
74		4		7	
75		11	1	1	
76		23	1	5	
77		13			
78		15		5	
79		13	1	1	
80		13	1	4	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
81		17	1	4	
82		15		9	
83		17	2		
84		18	1	20	
85		24		6	
86		20	4	3	
87		9		8	
88		17	1	15	
89		19	3	5	
90		15		10	
91		16	7	3	
92		14	2	12	
93		7	1	34	
94		10	2		
95		10	6		
96		13	14		
97		10	2		
98		11	4		
99		13			
100		11	7		
101		13	3		
102		15	3		
103		12	4		
104		19	4		
105		9	7		
106		19	1		
107		8	5		
108		23	4		
109		15	1		
110		18			
111		15			
112		17			
113		11			
114		15			
115		16			
116		16			
117		14			
118		13			
119		10			
120		14			
121		8			
122		16			
123		16			
124		9			
125		15			
126		13			
127		17			
128		19			
129		14			
130		10			
131		26			
132		26			
133		24			
134		43			
135		18			
136		33			
137		23			
138		31			
139		23			
140		30			
141		65			
142		37			
143		25			
144		68			
145		9			
146		36			
147		31			
148		13			
149		29			
150		6			
151		11			
152		2			
153		1			
154					
155					
156					
157		1			
計	0	2,384	96	155	127
構成比	—	86.3%	3.5%	5.6%	4.6%

適用職員数 2,762人

第3表 給料表別、級別、年齢別職員数

その1 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	4							
19歳	6							
20歳	4							
21歳	5							
22歳	57							
23歳	76							
24歳	87							
25歳	84							
26歳	94							
27歳	95							
28歳	96	3						
29歳	81	2						
30歳	89	8						
31歳	32	24						
32歳	34	40	4					
33歳	20	38	5	2				
34歳	15	47	8					
35歳	5	41	15	4				
36歳	8	36	26	4				
37歳	6	44	25	10			1	
38歳	2	33	35	5				
39歳	2	33	44	10				
40歳	2	30	64	4				
41歳	2	23	62	8	2		1	
42歳	1	23	77	17	1			1
43歳		35	104	22	3		2	
44歳		28	107	25	7			
45歳		14	83	47	10		1	
46歳	1	10	69	47	24			
47歳		7	44	44	28	1		1
48歳		16	35	35	32	2		
49歳		7	40	36	33	5		
50歳		14	29	29	37	7	1	
51歳		17	29	23	39	13		
52歳	1	18	17	16	39	20	1	1
53歳		24	27	18	38	35	5	
54歳	2	26	20	22	33	28	8	
55歳		24	23	15	16	21	10	
56歳		15	19	10	24	28	12	4
57歳		14	10	11	22	26	14	5
58歳		11	17	16	17	25	8	6
59歳		21	20	13	19	27	17	9
60歳以上		2						
計	911	728	1,058	493	424	238	81	27
平均年齢	歳 27.7	歳 42.6	歳 45.4	歳 48.4	歳 51.9	歳 55.3	歳 55.9	歳 57.1

その2 教育職給料表（1）

級 年齢	1	2	3	4
18歳				
19歳				
20歳				
21歳				
22歳				
23歳				
24歳				
25歳				
26歳				
27歳				
28歳				
29歳				
30歳				
31歳				
32歳				
33歳				
34歳				
35歳				
36歳				
37歳				
38歳				
39歳				
40歳				
41歳				
42歳				
43歳				
44歳				
45歳				
46歳				
47歳				
48歳				
49歳				
50歳				
51歳				
52歳		1		
53歳				
54歳				
55歳				
56歳				
57歳		1		
58歳				
59歳				
60歳以上				
計	0	2	0	0
平均年齢	歳 —	歳 55.2	歳 —	歳 —

その3 教育職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4
18歳				
19歳				
20歳				
21歳				
22歳		9		
23歳		5		
24歳		6		
25歳		13		
26歳		8		
27歳		4		
28歳		10		
29歳		8		
30歳		2		
31歳		1		
32歳		6		
33歳		4		
34歳		2		
35歳		1		
36歳		5		
37歳		3		
38歳		2		
39歳		6		
40歳		4		
41歳		11		
42歳		4		
43歳		8		
44歳		2		
45歳		4		
46歳		4	3	
47歳		1		
48歳		2	2	
49歳		1	4	
50歳		3	2	
51歳		2	3	
52歳		1	5	
53歳			5	
54歳				
55歳			3	
56歳		1	1	
57歳				
58歳			4	
59歳		3	6	
60歳以上				
計	0	146	38	0
平均年齢	歳 —	歳 35.0	歳 53.5	歳 —

その4 保育幼児教育職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
18歳						
19歳						
20歳						
21歳						
22歳						
23歳	5					
24歳	7					
25歳	4					
26歳	6					
27歳	12					
28歳	11					
29歳	4					
30歳	10					
31歳	3	2				
32歳	1	5				
33歳		3				
34歳		2				
35歳		3				
36歳		3				
37歳		2				
38歳		3				
39歳		1				
40歳		2				
41歳		3	1			
42歳		1	1			
43歳		1	4	1		
44歳			4			
45歳			3	1		
46歳			5	2		
47歳			4	2		
48歳			3	1		
49歳			3	4		
50歳				2		
51歳				2		
52歳					2	
53歳				1	1	
54歳			1		1	
55歳					1	1
56歳						
57歳				1		1
58歳					1	
59歳		1			1	2
60歳以上						
計	63	32	29	17	7	4
平均年齢	歳 27.6	歳 37.2	歳 46.3	歳 49.2	歳 55.1	歳 58.1

その5 医療職給料表（1）

級 年齢	1	2	3	4	5
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳					
28歳					
29歳					
30歳					
31歳					
32歳					
33歳					
34歳					
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳					
40歳					
41歳					
42歳			1		
43歳					
44歳					
45歳					
46歳					
47歳					
48歳					
49歳					
50歳			1		
51歳					
52歳					
53歳				1	
54歳					
55歳					
56歳					
57歳				1	1
58歳					
59歳					
60歳以上				1	
計	0	0	2	3	1
平均年齢	歳 —	歳 —	歳 46.3	歳 57.4	歳 57.6

その6 医療職給料表(2)

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳								
20歳								
21歳								
22歳								
23歳								
24歳								
25歳		1						
26歳								
27歳								
28歳		1						
29歳			1					
30歳								
31歳			1					
32歳				1				
33歳								
34歳								
35歳			1					
36歳				1				
37歳				1	2			
38歳				1				
39歳				1				
40歳								
41歳					2			
42歳					6			
43歳					6			
44歳				1	5			
45歳				1	5			
46歳					1			
47歳					5	1		
48歳					1	2		
49歳					1	1		
50歳					3	3		
51歳					1			
52歳					1			
53歳						2		
54歳					2			
55歳					1		1	
56歳						2		
57歳							1	
58歳						3	1	
59歳						3		1
60歳以上								
計	0	2	3	7	42	17	3	1
平均年齢	歳 —	歳 27.0	歳 32.0	歳 39.0	歳 45.8	歳 54.0	歳 57.2	歳 59.2

その7 医療職給料表(3)

年齢 \ 級	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
18歳							
19歳							
20歳							
21歳							
22歳		4					
23歳		6					
24歳		3					
25歳		5					
26歳		2	4				
27歳		2	1				
28歳			5				
29歳			7				
30歳			2				
31歳			1				
32歳			2				
33歳			1	2			
34歳				2			
35歳			1	3			
36歳				5			
37歳				1			
38歳				5			
39歳				2			
40歳				1			
41歳							
42歳							
43歳							
44歳				1			
45歳							
46歳							
47歳							
48歳							
49歳							
50歳		1					
51歳							
52歳							
53歳							
54歳							
55歳							
56歳					1		
57歳		1					
58歳							
59歳							
60歳以上							
計	0	24	24	22	1	0	0
平均年齢	歳 —	歳 26.9	歳 29.5	歳 37.2	歳 56.9	歳 —	歳 —

その8 行政職給料表 [岡山県]

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9
18歳	1								
19歳									
20歳									
21歳									
22歳	4								
23歳	2								
24歳	5								
25歳	3								
26歳	7								
27歳	4	1							
28歳	1								
29歳		3							
30歳	2	3							
31歳	2	1							
32歳	1	1	3						
33歳									
34歳			1						
35歳	2								
36歳		1	1						
37歳			2						
38歳	1								
39歳									
40歳	1								
41歳			3						
42歳			2						
43歳			2						
44歳			5	2					
45歳			2	2					
46歳				3					
47歳			1	4					
48歳				2	2				
49歳				1	6				
50歳				1	2				
51歳					4				
52歳					2				
53歳									
54歳					1				
55歳					4				
56歳					2				
57歳			1		2				
58歳					4				
59歳					4				
60歳以上									
計	36	10	23	15	33	0	0	0	0
平均年齢	27.3	30.8	41.6	47.1	54.0	-	-	-	-

その9 教育職給料表（一） [岡山県]

級 年齢	1	2	特2	3	4
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳		1			
28歳					
29歳					
30歳		1			
31歳					
32歳		1			
33歳		1			
34歳					
35歳		1			
36歳					
37歳		1			
38歳					
39歳					
40歳		1			
41歳		2			
42歳					
43歳		3			
44歳					
45歳		1			
46歳		1			
47歳		2			
48歳		1			
49歳		1			
50歳					
51歳				1	
52歳		2			
53歳		2			
54歳		2			
55歳		3			1
56歳		1	1		
57歳		1			
58歳					
59歳		1			
60歳以上					
計	0	30	1	1	1
平均年齢	歳 —	歳 46.6	歳 56.1	歳 51.7	歳 55.4

その10 小学校・中学校教育職員給料表 [岡山県]

級 年齢	1	2	特2	3	4
18歳	人	人	人	人	人
19歳					
20歳					
21歳					
22歳		54			
23歳		65			
24歳		87			
25歳		85			
26歳		104			
27歳		84			
28歳		56			
29歳		85			
30歳		77			
31歳		49			
32歳		61			
33歳		66			
34歳		52			
35歳		56			
36歳		56			
37歳		48			
38歳		56			
39歳		66			
40歳		42			
41歳		47	1		
42歳		56			
43歳		61	1		
44歳		62	1		
45歳		59	3		
46歳		43	2		
47歳		48	4	1	
48歳		46	9		
49歳		52	12	6	
50歳		70	12	10	
51歳		54	9	13	1
52歳		71	8	16	
53歳		58	8	27	4
54歳		62	5	25	6
55歳		77	5	22	9
56歳		77	4	17	15
57歳		70	7	6	27
58歳		66	3	6	39
59歳		55	2	6	26
60歳以上		1			
計	0	2,384	96	155	127
平均年齢	歳 —	歳 40.4	歳 51.7	歳 54.2	歳 57.6

第4表 扶養手当の支給状況

その1 扶養手当の支給区分別職員数

支給 されて いる 職員	扶養親族の内訳								支給 されて いない 職員
	配偶者	1人目				2人目以降		特定期間 にある子 加算	
		子		父母等		子	父母等		
		配偶者有 の場合	配偶者無 の場合	配偶者有 の場合	配偶者無 の場合				
10,000円	8,000円	10,000円	6,500円	9,000円	8,000円	6,500円	5,000円		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2,132	1,155	1,733	52	32	32	1,179	43	754	2,318

- (注) 1 特定期間にある子とは、満16歳に達する年度初めから満22歳に達した年度末までの子をいう。
- 2 支給されている職員1人当たりの平均手当月額は、20,813円である。
- 3 「行政職給料表[岡山県]」、「教育職給料表(一)[岡山県]」、「医療職給料表(二)[岡山県]」、「小学校・中学校教育職員給料表[岡山県]」の適用を受ける職員は含まない。(以下第7表までについて同じ。)

その2 扶養親族数別職員数

1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	計
人	人	人	人	人	人	人
660	708	574	155	30	5	2,132

- (注) 支給されている職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.2人である。

第5表 住居手当の支給状況

区 分	職員数
支給されている職員（借家・借間に居住する職員）	1,060 人
手当月額11,000円以下の受給者	0
手当月額 11,100円以上 27,000円未満の受給者	303
手当月額 27,000円の受給者	757
支給されていない職員	3,390
計	4,450
支給されている職員1人当たり平均手当月額	25,825 円

第6表 通勤手当の支給状況

区 分	職員数
支給されている職員	4,072 人
交通機関等利用者	311
交通用具（自動車等）使用者（手当月額）	3,497
2km未満 (3,800円)	2
片道2km以上 5km未満 (5,100円)	995
片道5km以上 10km未満 (7,200円)	1,197
片道10km以上 15km未満 (9,100円)	631
片道15km以上 20km未満 (11,500円)	367
片道20km以上 25km未満 (13,800円)	149
片道25km以上 30km未満 (16,100円)	66
片道30km以上 35km未満 (18,100円)	51
片道35km以上 40km未満 (20,500円)	25
片道40km以上 45km未満 (22,800円)	7
片道45km以上 50km未満 (23,700円)	4
片道50km以上 55km未満 (24,600円)	0
片道55km以上 60km未満 (25,500円)	1
片道60km以上 (26,400円)	2
交通機関等と交通用具の併用者	264
支給されていない職員	378
計	4,450
支給されている職員1人当たり平均手当月額	8,698 円

第7表 管理職手当の支給状況

給料表 区分	行政職 給料表	教育職 給料表 (1)	教育職 給料表 (2)	保育幼児 教育職 給料表	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	計
職員数 (人)	3,960	2	184	152	6	75	71	4,450
受給者数 (人)	770	0	38	11	6	10	0	835
1種 【理事級】 (130,500円)	0							0
2種 【局長級】 (109,600円)	27							27
3種 【部長級】 (84,700円)	81				1	1		83
4種 【課長級】 (68,600円)	238	0	0	4	3	3	0	248
5種 【課長補佐級】 (52,400円)	424	0	38	7	2	6	0	477
受給者割合 (%)	19.4	-	20.7	7.2	100.0	13.3	-	18.8
受給者1人当たり の平均手当月額 (円)	62,811	-	52,400	58,291	65,883	60,490	-	62,272

第8表 給料表別、級別再任用職員数

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級										
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
教育職給料表(2)	2			/	2		/	/	/	/	/
行政職給料表 [岡山県]	5			/	1	3	1				
小学校・中学校教育職員 給料表 [岡山県]	61		61				/	/	/	/	/
計	68										
60歳	28										
61歳	19										
62歳	14										
63歳	5										
64歳	2										

(注) 再任用職員の適用がない給料表については掲載していない。(次表について同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級									
	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8
行政職給料表	379		69	/	91	55	99	45	20	
教育職給料表(2)	6		6	/			/	/	/	/
保育幼児教育職給料表	16		1	/	5	9	1		/	/
医療職給料表(2)	5			/			5			
医療職給料表(3)	1			/			1			/
小学校・中学校教育職員 給料表 [岡山県]	49		49				/	/	/	/
計	456									
60歳	141									
61歳	120									
62歳	83									
63歳	66									
64歳	46									

2 民間給与関係

2 民間給与関係

平成 30 年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成 30 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院、岡山県人事委員会等

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の民間事業所 355 事業所

② 調査対象職種

76 職種（事務・技術関係職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

上記(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により 8 層に層化し、これらの層から 128 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第 9 表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

③ 調査実人員

初任給関係 333 人（事務・技術関係職種の調査実人員 311 人）、初任給関係以外の調査職種 4,732 人（事務・技術関係職種の調査実人員 4,247 人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 20,437 人であり、うち事務・技術関係職種は 13,790 人である。

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業 \ 企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	120	50	46	24
農業，林業，漁業	0	0	0	0
鉱業，採石業，砂利採取業、 建設業	10	6	2	2
製造業	35	10	17	8
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業，郵便業	27	10	12	5
卸売業，小売業	18	6	6	6
金融業，保険業、 不動産業，物品賃貸業	11	9	1	1
教育，学習支援業、 医療，福祉、サービス業	19	9	8	2

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が7所あった。
- 2 調査対象事業所128所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた127所に占める調査完了事業所120所の割合(調査完了率)は、94.5%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

(1) 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成30年4月分平均支給額				備考
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
円	円	円	円				
事務・技術・関係職種	支店長	11	51.8	826,419	453	825,966	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	50.8	878,120	591	877,529	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	54.5	687,203	84	687,119	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	工場長	6	54.4	774,171	0	774,171	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	53.3	804,729	0	804,729	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	156	53.0	627,239	1,893	625,346	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	120	53.3	642,684	1,274	641,410	
短大卒	11	50.1	510,163	1,109	509,054		
高校卒	25	52.8	603,030	5,116	597,914		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部長	48	51.6	535,058	3,913	531,145	同上	
大学卒	33	50.8	533,901	2,889	531,012		
短大卒	5	51.9	611,712	14,322	597,390		
高校卒	10	53.7	503,240	2,270	500,970		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	118	51.0	558,700	21,291	537,409	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	93	51.2	582,843	24,884	557,959		
短大卒	8	51.1	451,974	14,286	437,688		
高校卒	17	50.3	481,724	5,646	476,078		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	10	51.0	464,749	6,965	457,784	同上	
大学卒	6	51.9	474,875	4,169	470,706		
短大卒	1	*	*	*	*		
高校卒	3	50.5	445,524	7,116	438,408		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務課長	284	49.5	554,196	18,436	535,760	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
大学卒	208	49.1	561,717	19,868	541,849		
短大卒	20	51.2	457,894	4,327	453,567		
高校卒	56	50.5	557,061	17,568	539,493		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術課長	131	49.4	520,220	25,543	494,677	同上	
大学卒	70	48.7	518,819	21,005	497,814		
短大卒	13	47.6	475,009	26,427	448,582		
高校卒	45	51.6	547,847	33,952	513,895		
中学校卒	3	39.5	340,984	0	340,984		

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、「*」としている。(以下本表について同じ。)

2 「平均年齢」は、10進法により表示している。(以下本表について同じ。)

3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	122	47.2	483,170	43,270	439,900	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	86	47.2	495,025	51,098	443,927	
	短大卒	14	45.1	405,266	9,168	396,098	
	高校卒	22	48.5	475,345	27,111	448,234	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	11	51.0	551,491	41,178	510,313	同 上
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	2	53.0	512,125	0	512,125	
	高校卒	8	50.2	554,937	56,913	498,024	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	460	45.3	448,040	57,332	390,708	係の長及び係長級専門職
	大学卒	251	44.0	471,916	64,225	407,691	
短大卒	64	44.8	375,983	41,423	334,560		
高校卒	142	48.2	433,985	50,775	383,210		
中学卒	3	47.6	415,196	64,295	350,901		
技術係長	208	48.8	466,176	64,497	401,679	同 上	
大学卒	66	46.1	419,532	56,335	363,197		
短大卒	23	43.8	429,243	62,160	367,083		
高校卒	119	50.7	492,097	68,404	423,693		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	380	41.2	370,548	46,470	324,078	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	
大学卒	225	38.4	374,412	51,225	323,187		
短大卒	51	43.3	349,614	33,199	316,415		
高校卒	103	47.3	371,854	41,423	330,431		
中学卒	1	*	*	*	*		
技術主任	213	42.7	437,909	97,846	340,063	同 上	
大学卒	105	41.8	434,635	95,516	339,119		
短大卒	24	38.7	351,964	74,117	277,847		
高校卒	79	45.5	475,884	112,257	363,627		
中学卒	5	33.7	270,172	18,369	251,803		
事務係員	1,484	37.0	305,988	36,674	269,314		
大学卒	937	34.6	309,562	37,384	272,178		
短大卒	226	40.7	285,132	27,647	257,485		
高校卒	317	42.0	309,986	40,805	269,181		
中学卒	4	38.2	278,433	40,913	237,520		
技術係員	605	38.1	329,490	46,795	282,695		
大学卒	346	34.0	327,286	49,909	277,377		
短大卒	56	35.5	328,961	61,380	267,581		
高校卒	201	42.8	331,917	41,432	290,485		
中学卒	2	53.0	334,353	3,853	330,500		

(注) 4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

(2) 規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額				備考
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	11	51.8	826,419	453	825,966	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	50.8	878,120	591	877,529	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	54.5	687,203	84	687,119	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	工場長	5	53.3	804,729	0	804,729	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	53.3	804,729	0	804,729	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	81	53.1	717,347	1,303	716,044	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	69	52.8	717,930	16	717,914	
短大卒	2	53.0	626,370	0	626,370		
高校卒	10	54.8	728,607	10,390	718,217		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部長	21	52.1	619,132	5,659	613,473	同 上	
大学卒	17	51.5	595,781	2,781	593,000		
短大卒	2	54.1	828,986	35,457	793,529		
高校卒	2	55.0	601,955	0	601,955		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	79	50.9	569,474	13,901	555,573	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	65	50.7	583,907	16,014	567,893		
短大卒	4	52.5	466,919	8,053	458,866		
高校卒	10	51.4	518,816	2,448	516,368		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	4	59.8	524,350	0	524,350	同 上	
大学卒	3	59.5	544,833	0	544,833		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	1	*	*	*	*		
中学校卒	-	-	-	-	-		
事務課長	176	49.0	582,305	11,419	570,886	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	126	47.8	580,543	8,230	572,313		
短大卒	11	50.7	470,447	977	469,470		
高校卒	39	52.8	615,648	24,817	590,831		
中学校卒	-	-	-	-	-		
技術課長	73	50.5	587,611	42,027	545,584	同 上	
大学卒	41	48.2	560,491	31,899	528,592		
短大卒	4	48.4	630,941	80,836	550,105		
高校卒	28	54.1	619,934	50,927	569,007		
中学校卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給 与 (A)	う ち 時間外手当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	58	44.8	478,282	22,680	455,602	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	35	43.8	482,241	24,188	458,053	
	短大卒	9	44.3	401,591	173	401,418	
	高校卒	14	47.5	516,080	32,886	483,194	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	9	51.0	560,584	33,459	527,125	同 上
	大学卒	1	*	*	*	*	
	短大卒	2	53.0	512,125	0	512,125	
	高校卒	6	49.9	569,727	50,351	519,376	
	事務係長	285	45.3	473,641	66,517	407,124	係の長及び係長級専門職
	大学卒	134	43.3	514,675	83,986	430,689	
	短大卒	37	44.7	364,678	33,052	331,626	
高校卒	113	48.5	447,173	50,811	396,362		
中学卒	1	*	*	*	*		
技術係長	116	51.3	501,735	68,027	433,708	同 上	
大学卒	17	49.3	469,635	83,968	385,667		
短大卒	7	46.4	500,640	66,155	434,485		
高校卒	92	51.9	506,686	65,715	440,971		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	221	40.8	398,242	51,250	346,992	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	137	38.0	400,094	57,028	343,066		
短大卒	24	45.3	365,256	26,995	338,261		
高校卒	60	47.0	407,550	45,163	362,387		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	129	44.7	498,470	119,508	378,962	同 上	
大学卒	70	43.6	476,314	110,582	365,732		
短大卒	6	39.1	439,953	118,175	321,778		
高校卒	53	46.8	533,422	131,296	402,126		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	758	36.9	324,591	43,528	281,063		
大学卒	487	33.9	322,589	46,695	275,894		
短大卒	105	42.9	321,516	32,913	288,603		
高校卒	164	42.6	334,061	40,346	293,715		
中学卒	2	51.3	258,098	28,498	229,600		
技術係員	304	40.9	354,743	52,657	302,086		
大学卒	144	34.5	383,150	79,808	303,342		
短大卒	29	35.5	351,399	65,972	285,427		
高校卒	129	44.8	340,588	37,424	303,164		
中学卒	2	53.0	334,353	3,853	330,500		

(3) 規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額				備考
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	工場長	1	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	63	52.7	539,129	2,373	536,756	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	44	53.6	555,811	3,039	552,772	
	短大卒	8	50.0	497,005	0	497,005	
	高校卒	11	50.6	503,129	1,420	501,709	
	技術部長	19	50.7	491,441	156	491,285	同上
大学卒	11	50.0	489,188	229	488,959		
短大卒	3	50.5	464,480	0	464,480		
高校卒	5	52.1	512,574	87	512,487		
事務部次長	30	51.6	566,247	46,619	519,628	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
大学卒	22	52.4	607,254	57,409	549,845		
短大卒	4	49.7	436,446	20,761	415,685		
高校卒	4	49.0	482,795	17,056	465,739		
技術部次長	3	51.8	441,607	617	440,990	同上	
大学卒	2	49.5	416,700	0	416,700		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	1	*	*	*	*		
事務課長	99	50.5	516,284	31,716	484,568	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	78	51.2	535,180	38,644	496,536		
短大卒	6	52.6	470,958	12,019	458,939		
高校卒	15	45.5	431,112	1,696	429,416		
技術課長	50	48.8	438,224	3,358	434,866	同上	
大学卒	27	49.2	449,339	5,473	443,866		
短大卒	7	48.8	414,285	2,416	411,869		
高校卒	15	48.4	431,817	227	431,590		
中学校卒	1	*	*	*	*		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額				備 考	
			きまって支給する		(A) - (B)			
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)				
円	円	円	円	円				
事務	事務課長代理	57	49.2	488,997	62,017	426,980	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	
	大学卒	47	49.5	502,242	67,618	434,624		
	短大卒	4	46.6	404,844	29,292	375,552		
	高校卒	6	47.6	404,288	24,185	380,103		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	1	*	*	*	*	同 上	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	1	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-	-	
	技 術	事務係長	150	46.5	405,398	41,659	363,739	係の長及び係長級専門職
		大学卒	104	46.5	408,903	30,322	378,581	
短大卒		23	46.6	414,169	67,547	346,622		
高校卒		22	47.4	381,636	65,612	316,024		
中学卒		1	*	*	*	*		
技術係長		67	46.3	426,085	65,332	360,753	同 上	
大学卒		37	47.0	419,025	47,155	371,870		
短大卒		11	45.3	437,001	87,057	349,944		
高校卒		19	45.4	433,257	87,386	345,871		
中学卒		-	-	-	-	-	-	
関 係 職 種		事務主任	132	42.2	327,375	43,030	284,345	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
		大学卒	74	39.7	328,505	45,568	282,937	
	短大卒	20	41.8	349,990	44,828	305,162		
	高校卒	37	47.1	313,797	37,926	275,871		
	中学卒	1	*	*	*	*		
	技術主任	58	38.8	350,750	68,126	282,624	同 上	
	大学卒	24	36.8	366,109	68,948	297,161		
	短大卒	16	38.0	327,129	65,852	261,277		
	高校卒	18	42.1	350,152	68,943	281,209		
	中学卒	-	-	-	-	-	-	
	種	事務係員	564	37.5	294,170	31,502	262,668	
		大学卒	364	35.9	301,799	28,827	272,972	
短大卒		86	39.6	254,690	23,264	231,426		
高校卒		112	41.3	297,447	45,557	251,890		
中学卒		2	29.5	292,026	49,211	242,815		
技術係員		224	35.6	301,859	36,708	265,151		
大学卒		151	34.7	299,041	29,448	269,593		
短大卒		21	38.1	304,893	51,264	253,629		
高校卒		52	37.8	311,011	57,765	253,246		
中学卒		-	-	-	-	-		

(4) 規模100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する		(A) - (B)		
			給与 (A)	うち 時間外手当 (B)			
	人	歳	円	円	円		
支店長	-	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
工場長	-	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
事務部長	12	53.8	497,863	3,167	494,696	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	7	55.1	467,101	2,571		464,530
	短大卒	1	*	*	*		*
	高校卒	4	53.5	568,662	2,500		566,162
技術部長	8	52.3	439,606	7,500	432,106	同上	
	大学卒	5	50.5	445,710	8,000		437,710
	短大卒	-	-	-	-		-
	高校卒	3	55.2	429,433	6,667		422,766
事務部次長	9	50.7	458,463	2,667	455,796	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
	大学卒	6	51.7	497,727	4,000		493,727
	短大卒	-	-	-	-		-
	高校卒	3	48.8	379,936	0		379,936
技術部次長	3	41.8	426,768	18,851	407,917	同上	
	大学卒	1	*	*	*		*
	短大卒	1	*	*	*		*
	高校卒	1	*	*	*		*
事務課長	9	47.7	443,569	6,145	437,424	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
	大学卒	4	47.8	499,610	13,826		485,784
	短大卒	3	49.8	398,562	0		398,562
	高校卒	2	44.5	399,000	0		399,000
技術課長	8	42.9	401,071	7,589	393,482	同上	
	大学卒	2	53.0	552,682	0		552,682
	短大卒	2	42.5	375,350	0		375,350
	高校卒	2	39.0	360,547	30,356		330,191
中学校卒	2	37.0	315,704	0	315,704		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給 与 (A)	う ち 時間外手当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	7	45.2	461,288	8,340	452,948	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	4	39.0	487,108	14,595	472,513	
	短大卒	1	*	*	*	*	
	高校卒	2	57.5	422,845	0	422,845	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	1	*	*	*	*	同 上
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	1	*	*	*	*	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	25	39.7	308,048	9,026	299,022	係の長及び係長級専門職
	大学卒	13	36.9	287,160	11,640	275,520	
短大卒	4	36.8	307,186	1,111	306,075		
高校卒	7	44.2	349,381	9,798	339,583		
中学卒	1	*	*	*	*		
技術係長	25	40.3	358,696	42,725	315,971	同 上	
大学卒	12	39.1	347,219	39,844	307,375		
短大卒	5	37.5	314,117	9,721	304,396		
高校卒	8	43.8	403,772	67,674	336,098		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	27	40.6	298,636	16,874	281,762	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	14	36.2	279,409	7,939	271,470		
短大卒	7	39.8	291,590	27,737	263,853		
高校卒	6	51.8	351,721	25,049	326,672		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	26	40.2	302,317	46,348	255,969	同 上	
大学卒	11	40.4	296,912	49,404	247,508		
短大卒	2	42.5	273,251	5,129	268,122		
高校卒	8	43.4	337,107	69,938	267,169		
中学卒	5	33.7	270,172	18,369	251,803		
事務係員	162	36.2	255,573	20,948	234,625		
大学卒	86	33.9	263,702	17,190	246,512		
短大卒	35	36.2	243,227	21,530	221,697		
高校卒	41	41.6	248,292	28,872	219,420		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	77	29.2	263,156	44,072	219,084		
大学卒	51	30.0	264,872	36,781	228,091		
短大卒	6	27.4	257,662	63,160	194,502		
高校卒	20	27.9	260,497	56,706	203,791		
中学卒	-	-	-	-	-		

その2 公民給与比較の対象外職種
規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備考
				きまって支給する		(A) - (B)	
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
人	歳	円	円	円			
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	{ 見習、外国語の電話交換手 を除く。
	自家用乗用自動車 運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	1	*	*	*	*	{ 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務 に従事している者を除く。
	用務員	-	-	-	-	-	
研究関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研究部(課)長	2	49.5	460,196	4,778	455,418	
	研究室(係)長	1	*	*	*	*	構成員3人以上の室(係)の長 { 下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及 び研究室(係)長を除く。)
	主任研究員	11	42.2	409,507	71,678	337,829	
	研究員	8	25.6	303,201	71,498	231,703	
研究補助員	-	-	-	-	-	-	
医療関係 職種	病院長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人 以上 上記病院長に事故等のある ときの職務代行者
	副院長	2	64.5	1,834,585	0	1,834,585	
	医科長	2	56.5	1,356,632	26,372	1,330,260	部下に医師又は歯科医師1人 以上
	医師	24	53.9	1,389,396	97,220	1,292,176	
	歯科医師	-	-	-	-	-	-
	薬局長	2	51.0	435,016	29,426	405,590	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	20	37.2	324,993	17,373	307,620	
	診療放射線技師	14	38.4	327,987	54,496	273,491	
	臨床検査技師	29	39.0	275,272	23,982	251,290	
	栄養士	26	38.4	276,040	23,262	252,778	
	理学療法士	38	30.4	279,756	40,733	239,023	
	作業療法士	19	30.3	260,444	28,789	231,655	
	総看護師長	2	56.0	478,329	8,019	470,310	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人 以上
	看護師長	16	52.2	448,046	26,022	422,024	
看護師	94	39.8	358,057	82,632	275,425		
准看護師	21	49.2	359,545	71,231	288,314		
教育関係 職種	大学学長・副学長・ 学部長	10	56.3	757,424	0	757,424	
	大学教授	53	57.8	656,693	0	656,693	
	大学准教授	48	49.8	524,576	0	524,576	
	大学講師	29	42.2	468,975	0	468,975	
	大学助教	13	30.9	346,215	0	346,215	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	-	-	-	-	-	
高等学校教諭	-	-	-	-	-		

第11表 民間における初任給の改定状況

(単位 : %)

学 歴	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	38.6	(28.9)	(71.1)	(0.0)	61.4
高 校 卒	23.9	(23.3)	(76.7)	(0.0)	76.1

(注) 1 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
 2 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため比率の合計が100%にならない場合がある。(以下第21表まで同じ。)

第12表 職種別、学歴別初任給

(単位 : 円)

職 種	学 歴	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
	新卒事務員・技術者計		192,472	174,095
新 卒 事 務 員		190,400	171,879	159,479
新 卒 技 術 者		196,552	178,929	162,593

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備 考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒191,271円、短大卒167,478円、高校卒155,942円である。

第13表 民間における給与改定の状況

(単位 : %)

項 目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
役職段階				
係 員	30.0	8.7	0.0	61.3
課長級	25.0	9.8	0.0	65.2

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第14表 民間における定期昇給の実施状況

(単位 : %)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給制度なし
		定期昇給実施			定期昇給中止		
		増額	減額	変化なし			
係員	91.7	89.7	25.2	4.8	59.7	2.0	8.3
課長級	85.4	83.4	21.5	4.8	57.1	2.0	14.6

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第15表 民間における定期昇給制度の状況

(単位 : %)

項目 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	93.0	49.3	73.6	55.1	7.0
課長級	87.7	47.8	73.7	56.5	12.3

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第16表 民間における住宅手当の支給状況

(単位 : %)

支給の有無	事業所割合
支給する	63.0
支給しない	37.0
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	[27,000円 以上 [28,000円 未満

備考 本市職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第17表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(単位：%)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する		配偶者に 家族手当を 支給しない		家族手当 制度がない
	配偶者の収入によ る制限がある	配偶者の収入によ る制限がない	配偶者の収入によ る制限がある	配偶者の収入によ る制限がない	
80.0	(85.4)	[74.8]	[25.2]	(14.6)	20.0

(注)1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位：%)

配偶者に対する家族手当を 見直す予定又は見直すこと について検討中	税制及び社会保障制度の 見直しの動向等によっては 見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を 見直す予定がない (検討も行っていない)
13.9	6.4	79.7

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 扶養家族の構成別支給月額

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,056
配偶者と子1人	18,647
配偶者と子2人	23,958

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本市職員の場合、扶養手当の現行支給月額(平成30年度)は、配偶者については10,000円、配偶者以外については、子1人につき8,000円、父母等1人につき6,500円である。なお、満16歳に達する年度初めから満22歳に達した年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 : %)

項目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	51.7	48.3
課長級	52.7	47.3
部長級(非役員)	53.0	47.0

第19表 民間における特別給の支給状況

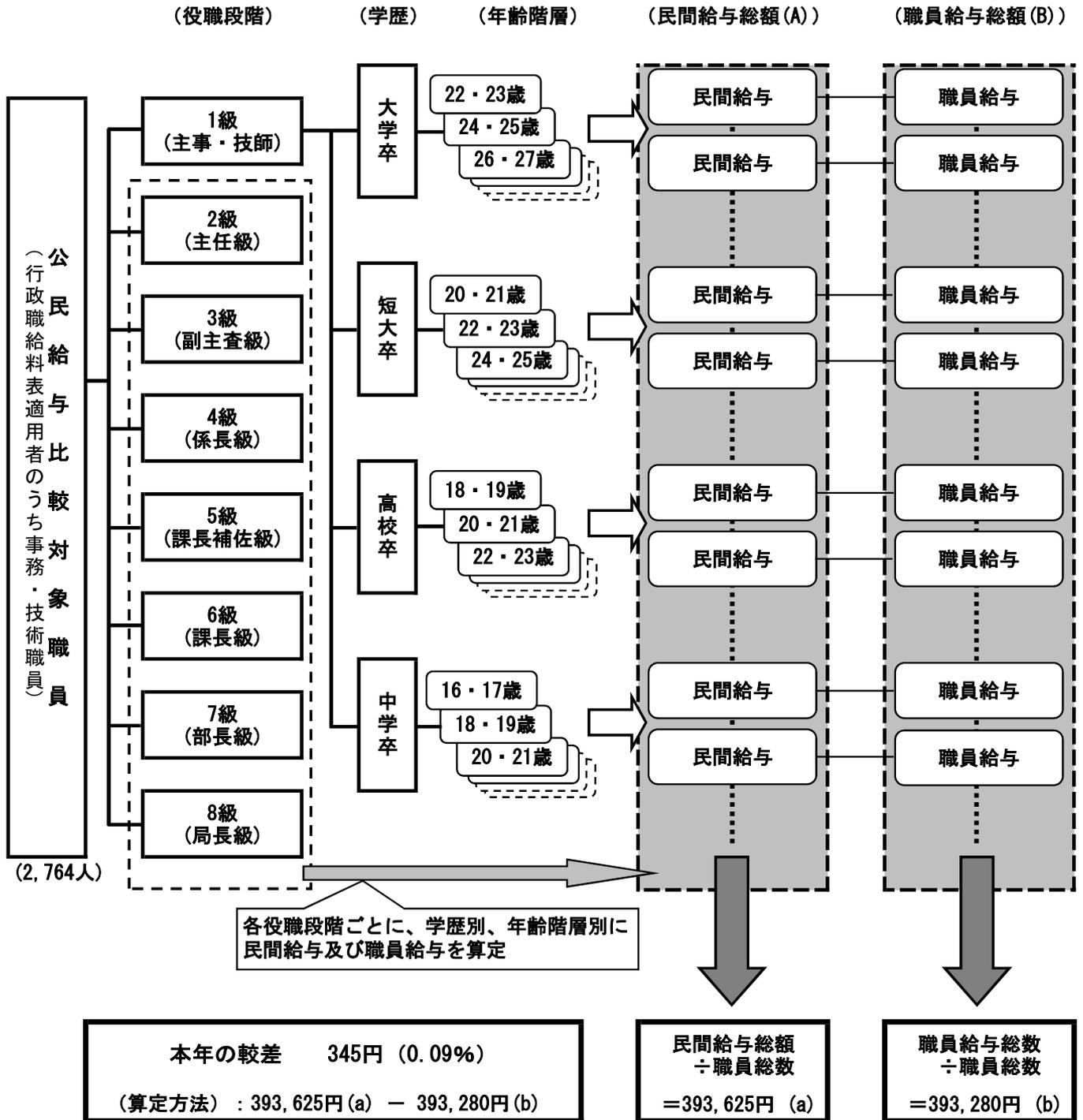
平均所定内給与月額	下半期(A1)	342,099円
	上半期(A2)	342,189円
特別給の支給額	下半期(B1)	747,108円
	上半期(B2)	776,696円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.18月分
	上半期(B2/A2)	2.27月分
	年間	4.45月分

(注) 「下半期」とは平成29年8月から平成30年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

第20表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出している。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較している。



第21表 公民給与比較における役職段階の対応関係

職員 (行政職給料表)		民間従業員		
職務の級	主な役職	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 100人未満
8級	局長級	支店長、工場長	/	/
7級	部長級	部長、部次長		
6級	課長級	課長	部長、部次長	支店長、工場長
5級	課長補佐級	課長代理	課長	部長、部次長
				課長
4級	係長級	係長	課長代理	課長代理
3級	副主査級		係長	係長
2級	主任級	主任	主任	主任
1級	主事・技師		係員	係員

(注) 係制のない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含む。

3 生計費關係

3 生計費関係

平成 30 年 4 月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、岡山市における標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の 5 つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費・・・食料
- 住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費・・・被服及び履物
- 雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2 人～5 人世帯については、「家計調査」（総務省）における勤労者世帯の平成 30 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を 365/12 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1 人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第22表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成 30 年 4 月）

（単位：円）

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	23,290	37,250	46,270	55,280	64,300
住居関係費	46,740	51,220	46,060	40,890	35,720
被服・履物費	3,120	10,890	12,510	14,130	15,750
雑費Ⅰ	26,450	23,900	44,320	64,750	85,170
雑費Ⅱ	9,120	20,850	25,830	30,810	35,790
計	108,720	144,110	174,990	205,860	236,730

4 勞働經濟關係

4 労働経済関係

第23表 労働経済指標

項目			年 月		平成29年				
			4月	5月	6月	7月	8月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する給与 [調査産業計]	全国	金額 (円)	294,971	289,051	291,520	291,266	289,345	
			前年同月比 (%)	0.3	0.5	0.4	0.4	0.4	
		岡山県	金額 (円)	287,431	283,952	285,144	285,348	284,665	
			前年同月比 (%)	0.9	1.8	2.0	1.9	1.8	
	うち 所定内給与	全国	金額 (円)	268,859	264,818	267,301	267,053	265,268	
			前年同月比 (%)	0.6	0.7	0.7	0.6	0.4	
	総実労働時間数 [調査産業計]	うち 所定外 労働時間	岡山県	金額 (円)	259,584	258,524	259,365	259,339	258,263
				総実労働時間数 [調査産業計]	全国 (時間)	153.1	144.7	154.2	150.5
			岡山県 (時間)	156.3	151.1	162.2	157.9	152.6	
			全国 (時間)	13.2	12.3	12.3	12.4	12.0	
		岡山県 (時間)	13.3	12.7	12.9	13.1	12.7		
消費支出 (総務省家計調査)	全世帯	全国	金額 (円)	295,929	283,056	268,802	279,197	280,320	
			前年同月比 (%)	△ 0.9	0.4	2.8	0.4	1.4	
		岡山市	金額 (円)	293,199	296,985	268,648	305,880	276,123	
			前年同月比 (%)	△ 2.7	△ 8.6	△ 3.5	10.5	△ 2.1	
	勤労者世帯	全国	金額 (円)	329,949	315,194	296,653	308,818	301,574	
			前年同月比 (%)	△ 2.4	2.8	7.2	2.1	0.0	
	岡山市	金額 (円)	346,378	326,426	285,194	320,598	291,183		
		前年同月比 (%)	△ 0.7	0.0	△ 2.0	20.3	4.6		
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比 (%)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	
		岡山市	前年同月比 (%)	0.2	0.5	0.6	0.6	0.8	
	国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比 (%)	2.1	2.1	2.2	2.5	2.9		
雇用・生産	常用雇用指数[調査産業計] (厚生労働省毎月勤労統計調査)	前年同月比 (%)	1.6	1.8	1.5	1.7	1.4		
	有効求人倍率[季節調整値] (厚生労働省職業安定業務統計)	(倍)	1.47	1.49	1.50	1.51	1.52		
	完全失業率[季節調整値] (総務省労働力調査)	(%)	2.8	3.0	2.8	2.8	2.8		
	実質国内総生産[GDP] (内閣府)	前期比 (%)	0.5			0.6			

(注) 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模30人以上の数値である。

2 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」は平成27年基準である。

3 「消費支出」については、農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象である。

4 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は平成27年基準である。

9月	10月	11月	12月	平成30年 1月	2月	3月	4月	5月
291,098	291,585	291,838	291,931	289,951	289,965	293,782	296,574	292,656
0.7	0.2	0.4	0.4	0.7	0.2	0.8	0.6	1.2
284,249	286,959	287,298	289,673	266,978	270,305	269,853	271,685	267,799
1.6	1.8	1.7	1.2	△ 6.2	△ 5.0	△ 5.5	△ 5.5	△ 5.7
267,076	266,571	266,047	266,043	265,610	265,310	268,427	270,683	268,268
0.8	0.4	0.4	0.5	0.8	0.4	0.9	0.7	1.3
258,537	259,848	258,555	261,276	241,391	243,529	242,805	245,186	243,804
148.4	149.7	150.9	148.9	139.0	143.1	147.6	150.9	146.6
157.5	158.2	158.2	156.4	143.3	148.9	152.7	154.2	148.5
12.5	12.8	13.1	13.2	12.0	12.4	12.9	13.0	12.4
13.4	13.7	14.1	14.2	13.1	13.5	14.4	13.8	12.4
268,802	282,872	277,361	322,157	289,703	265,614	301,230	294,439	281,307
0.6	0.3	2.4	1.2	3.7	1.9	1.1	△ 0.5	△ 0.6
313,168	304,112	295,968	335,699	311,580	287,209	323,135	285,552	320,373
12.6	△ 1.7	△ 4.6	3.1	1.3	△ 10.9	△ 6.7	△ 2.6	7.9
295,211	313,733	301,164	352,076	317,659	289,177	334,998	334,967	312,354
△ 0.4	2.6	2.4	0.8	3.4	△ 3.0	△ 0.6	1.5	△ 0.9
381,093	343,435	339,745	366,895	348,480	316,597	348,167	311,605	313,652
39.0	11.7	3.0	3.9	5.2	△ 5.0	△ 11.2	△ 10.0	△ 3.9
0.7	0.2	0.6	1.0	1.4	1.5	1.1	0.6	0.7
0.6	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.6	0.6	0.4
3.0	3.5	3.5	3.0	2.7	2.6	2.1	2.1	2.7
1.7	1.8	1.8	1.5	1.4	1.6	1.5	1.2	1.3
1.53	1.55	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59	1.59	1.60
2.8	2.8	2.7	2.7	2.4	2.5	2.5	2.5	2.2
	0.2			△ 0.2			0.7 (速報値)	